

議案第50号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(避雷設備) 第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u> に適合するものとしなければならない。 2 [略]	(避雷設備) 第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市火災予防条例第23条第1項の規定により消防長が指定している日本工業規格に適合する避雷設備の位置及び構造は、この条例による改正後のさいたま市火災予防条例第23条第1項の規定により消防長が指定する日本産業規格に適合する避雷設備の位置及び構造とみなす。